

経済財政諮問会議における情報の公開等に係る運営細則

平成 13 年 2 月 27 日
経済財政諮問会議議長

経済財政諮問会議運営規則（以下単に「運営規則」という。）第 10 条の規定に基づき、以下を定める。

（審議の内容等の公表等）

第 1 条 運営規則第 6 条に規定する審議の内容等の公表において会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。

2 運営規則第 6 条及び前項の規定により審議の内容等を公表する際は、会議において配布された資料も併せて公表する。

3 前項の規定にかかわらず、資料の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、議長が会議の決定を経て当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

4 効率的な議事の進行を図るため、会議の出席者は、会議で配布する資料を、原則として、当該会議の開催の日の 3 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。次条において同じ。）前までに、経済財政諮問会議事務局を通じて、他の出席者に届くよう努めなければならない。

（議事要旨の公表）

第 2 条 運営規則第 7 条に規定する議事要旨は、会議が開催された翌日から起算して 3 日以内に公表するよう努めなければならない。

（議事録の公表）

第 3 条 運営規則第 8 条に規定する一定期間は、4 年間とする。

（公表に当たっての留意事項）

第 4 条 会議の出席者は、運営規則第 6 条から第 8 条までの規定により公表された範囲を超えて、審議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

（公表方法）

第 5 条 第 1 条から第 3 条までに規定する資料、議事要旨及び議事録の公表に当たっては、内閣府において一般の閲覧に供するとともに、コンピュータ・ネットワークに掲載する。